

店社の営業マンが過労死

社員の労働時間は十分な管理を！

☆ 昨年（平成18年）3月、住宅建築等を手がける店社の営業マンが脳出血で倒れ、2週間余を経て死亡しました。

当該店社は、広域に活動する企業が宮城県内においた支店に所属する49歳の男性社員（仮称：Aさん）でした。

遺族から労災保険遺族給付請求を受けた所轄監督署は、慎重に調査を重ねた結果、先日、「業務上」の決定をしました。

これにより平成18年の宮城県内建設業の死亡災害は8名となり、前年同数の結果でした。

☆ Aさんは平成17年春に前述の支店に営業職として採用され、支店管内で営業活動を続けてきましたが、前記の日に昼食をとろうと立ち寄った食堂で脳出血を発症し意識を失いました。

すぐに病院へ搬送され加療しましたが2週間余を経て他界しました。

★ 過労死が労災保険で「業務上」とされるのは、いくつかのケースがあります。

厚生労働省の通達ではその基準を示しています。その中のひとつに

「発症前1か月間におおむね100時間以上」、「発症前2ないし6か月間におおむね80時間以上」というのがあります。

今回の事例はこの線を越えたケースではないかと想定されます。

★ 最近では過労死事案についての監督署の調査期間が短縮する中、1年を要したこの事案はそれなりに難しさがあつたものと想定されますが、企業における日ごろの労働時間管理の適否もその一因となります。

★ 営業マンは会社の外で仕事をすることが多い上、直帰し自宅で事務的整理をすることも多々あります。

こうした場合、「会社として積極的に残業、休日労働の指示をしていない」場合でも実際には長時間労働となっていることも考えられ、これが後日、故人の記録から証明されることもあります。

★ 再発防止のために企業が行うべき一般的留意事項のうち、特に重要なことは以下のとおりです。

改めて皆様の店社の管理を振り返ってみてください。

- * 過労死や自殺等に係る認定基準等を会社として熟知すること。
- * 認定基準に基づく管理ができるよう、時間管理の方法を確立すること。
- * 日常、緻密に労働者から報告を受け、個々人の労働時間の状況を把握すること。
- * 長時間労働がある労働者について医師による面接指導を行うこと。

★ 本事案は営業マンのケースでしたが行政当局の情報によると、現場社員の長時間労働も相変わらず多く本件と同種の事案の発生が懸念されるとのことです。

会員各社におかれては、至急、時間管理体制の実情とそれが現実を反映したものになっているかを再点検されますよう重ねておすすめします。